

平成 30 年度（2018 年度）NGO・外務省定期協議会臨時全体会議

「ODA に関する有識者懇談会について」

議事次第

日 時：平成30年10月30日（火）11:00～12:30

場 所：外務省南666共用国際会議室

1. 冒頭挨拶

2. 議題

(1) 「ODA に関する有識者懇談会」開催について

(2) 「国際協力 NGO の抜本的強化」

①NGO 連携無償資金協力事業の一般管理費における適正な水準とその根拠

②NGO 強化のための具体的方策とその根拠

(3) 「国際協力 NGO の抜本的強化」以外の有識者懇談会のテーマ

3. 閉会挨拶

○田原（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきますと思います。外務省国際協力局民間援助連携室首席事務官の田原でございます。連携推進委員の今西さんとともに司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

始めさせていただく前に、3点ご案内をさせていただきます。まず、本日の会議の内容でございますけれども、逐語で記録を作成し、後に外務省のホームページに掲載をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。ご発言をいただく際には、最初にお名前と所属をお願いいたします。それから限られた時間でございますので、ご発言は出来るだけ簡潔にお願いできればと思います。

今回の臨時全体会議は、NGO・外務省定期協議会の枠組みを通じまして、「ODA に関する有識者懇談会」に対する NGO 側の意見を外務省で本日しっかり伺った上で、後日有識者懇談会にお届けするという重要な機会に位置付けられております。

本日の会合でございますが、有識者懇談会より 3 名の委員の方々にご出席をいただいております。長委員、河村委員、仲谷委員のお三方でございます。会議の最後に、有識者委員の皆様からコメント、感想等がございましたらお伺いしたいと存じます。

それでは、冒頭、外務省国際協力局参事官/NGO 担当大使を務めます紀谷よりご挨拶を申し上げます。

○紀谷（外務省 国際協力局 参事官/NGO 担当大使）

国際協力局参事官/NGO 担当大使の紀谷と申します。本日は、平成 30 年度 NGO・外務省定期協議会の臨時全体会議にご参集いただき有り難うございます。来年の G20、TICAD VII に向けて、NGO の皆様にもお世話になっています。会議の開催にあたり、外務省から一言ご挨拶申し上げます。

ご承知の通り、外務省では今年の 7 月から、「ODA に関する有識者懇談会」を開催しています。この懇談会の目的は、限られた予算の中で、ODA をこれまで以上に効率的かつ効果的に活用していくために、ODA に関わる実施主体をどのように強化し、それぞれの特性を活かした役割を担ってもらうかということについて、有識者委員の方々に議論を行っていただくことです。第 1 回会合は「国際協力 NGO の抜本的強化」をテーマに、7 月 25 日に開催しました。第 2 回会合は「多様な担い手による ODA の実施」をテーマに、9 月 18 日に開催しました。

第 1 回会合の論点は、「日本の NGO が主要な就職先と残念ながらなりえていない原因は何か」、「日本の NGO が外国の大規模な NGO のような組織や能力を持つためには何が必要なのか」、「NGO による ODA 事業の実施や連携のあり方」といった点について、有識者委員の皆様から貴重なご意見をいただきました。この「国際協力 NGO の抜本的強化」を検討するに際して、NGO の皆様ご自身のご意見を有識者委員の皆様にお届けすることを目的にして、今般、定期協議会の枠組みを活用して、このテーマの臨時全体会議を開催することになり

ました。

本日は、今紹介いただいたとおり、3名の有識者委員の方々にも臨席いただいております、不在の委員の皆様にも本会議の内容をお伝えすることにしております。この「国際協力 NGO の抜本的強化」についての外務省側としての主な関心事項は、「日本 NGO 連携無償資金協力事業（N 連）における一般管理費の適正な水準とその根拠」、「NGO 強化のための具体的方策とその根拠」といった点にあります。これらの点も含め、NGO の皆様から忌憚のないご意見を伺いたいと考えております。

本日の会議が、今後の国際協力 NGO の強化についての更なる検討をする上で有意義なものになるよう期待を申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○田原（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

紀谷参事官、ありがとうございました。それでは、議題の方に移らせていただきます。1 番目の議題でありますが、「ODA に関する有識者懇談会」開催につきまして、外務省側から今福課長、よろしくお願いいたします。

○今福（外務省 国際協力局 政策課 課長）

おはようございます。国際協力局政策課長の今福です。よろしくお願いいたします。着席してご説明させていただきます。事前にいただいていた政策協議会 NGO コーディネーターのご意見、ご質問に沿った形で説明させていただきたいと思います。

まず、有識者懇談会なのですが、大体が今、紀谷参事官から申し上げたとおりなのですが、若干噛み砕いてご説明させていただきます。もともと河野大臣の問題意識というのは、ODA といった場合に JICA が担うことが非常に多いと。ただ JICA ばかりに担わせるのではなくて、他の担い手の方々にももっと活躍してもらえたらいいのではないかと。更にどういった問題意識をお持ちかという、JICA を通じた支援といった場合、どうしてもコストが高くなっているんじゃないかというような問題意識もあって、特に NGO のように、現地に密着して活動しておられる方がいっぱいいらっしゃるの、もっと NGO の皆様にご活躍いただける場があるのではないかと。その他の実施機関として、例えば調達代理機関とか国際機関との連携、そういったものもあるのではないかと、そういったところからスタートしたのがこの有識者懇談会の始まりでございます。

そういった中でですね、大臣のイニシアティブとは何かというご質問、いただいた紙の 1.1) ②のところでご質問いただいております。それはまさに、今申し上げたのが大臣の基本的な、一番最初のお考えです。それに基づいて、我々外務省の国際協力局の職員が考えたのだと新しい発想はないのではないかとということもあって、有識者の方々、外の目から見てどういった活動の仕方があるのかという、そういったご意見ももらおうじゃないかというのがこの有識者懇談会のそもそもの始まりでございます。

あと、ご質問いただいております「NGO 強化について、中長期的に市民社会による国際協力の基盤を強化するのか、それとも即戦力のある NGO に選別的に ODA を注入するのか」というご質問につきましては、これは私どもとしては、今申し上げたような大臣のお考えからいきますと、前者の方、「中長期的に市民社会による国際協力の基盤を強化する」、全体的な NGO の方々の底上げというかですね、特によく議論されておりますのは、欧米の NGO のように大きな会社みたいな自立・自活できるような NGO というのがもっといっぱいあってもいいんじゃないか、というようなこともお話の中では出ておりました。若干、後ほどお話する話と被ってきますが、第 1 回、第 2 回と開催された有識者懇談会の中ではですね、そういったところについてはいろいろなお考えがあると。議論の中身といたしましては、会社のような大きな NGO にしたいというご意見もあれば、むしろ今活動している、この国のこういった分野でといった小回りの利く、それはそれで日本の NGO の良さとしてあるのだというようなご意見もございました。なので、必ずしもどちらか片一方の方向に行かなければいけないという話でもないのかなと、私も事務局として同席させていただいてですね、ご議論を聞かせていただいて感じている次第でございます。

2) のところでございますが、「有識者懇談会の設置と審議プロセスのレジティマシー」について。これは NGO 強化、①の最後のところに書いてございますが、NGO 強化が主要テーマになってることから、その当事者である NGO ネットワークを通じた相談等のオープンなプロセスが必要であったとのご指摘をいただいております。これにつきましては、前回の政策協議会の時に私の方から申し上げさせていただきましたとおり、こういった協議会の場を通じてですね、皆様方とお話をいろいろさせていただいた中で、事前にこういうふうにやりますよと言ってお話ししておけばよかったなというのが、前回申し上げましたとおり私の反省でございまして、それを踏まえまして、今回こういった形で皆様のご意見をしっかりと拝聴する、そういう機会を設けさせていただいた次第でございます。

あとですね、裏面に行きまして、ここら辺はおそらく次の議題に被ってしまうかと思っておりますので、これは後ほどに譲るといたしまして、この 2. の議論が始まる前にですね、若干簡単に有識者懇談会の議論の概要について。これにつきましては、オープンなプロセスとすべきとの声をいただきましたが、有識者懇談会の中でも、やはりこういった議論についてはオープンにしていくべきじゃないかというご意見をいただいております。先日有識者の先生方にもご相談した上で、今、議事概要を作成しております。これは近日中にですね、委員の皆様のご了承をいただければ公開する手順で今準備をしております。なので本日はそれに先立ってですね、簡単にどんな議論が行われていたかというのをご紹介させていただきたいと思っております。

初回の NGO の活用という観点から申し上げますと、いろいろ現状認識として出ていた話としては、やはりプロジェクトのサイクルが短い。大体外務省のお金とか JPF（ジャパン・プラットフォーム）とかを使うと 2～3 年ぐらいのプロジェクト・サイクルになってしまうので、人を雇おうと思ってもなかなか継続的な雇用が出来ない。これをもっと長期間に延

ばしてもらえないのかというようなご意見もありました。あとやはり人材という観点から言った場合に、給与の面で、やはり国際機関とかですね、そういったところになかなか対抗できない、そのために人が急に転職してしまうようなこともありますというようなことも現状として挙げられておりました。あともう一つ現地での活動についてですね、大使館との現地でのネットワーク、そういったところに必ずしも NGO が十分にしっかりとネットワークの中に組み込まれてないのではないかと。これについては反対に、NGO 側もあまり大使館に関心がなくてですね、自分の方からも接触していないというケースもあるんじゃないかというようなご意見もありました。あと資金面で言いますと、日本の ODA の中での NGO 支援の割合というのも OECD 諸国の中でも非常に低いので、もうちょっと資金面で拡充してもらえないかというようなご意見もありました。あとは将来に向けた展望・方向性というような点につきましては、先程申し上げましたように、組織強化の大規模化というのをどうやって図っていくかというご意見もあれば、むしろ小回りの良さが NGO の良さでもあるというようなご意見もございました。あとは外務省とかですね、JICA との人材の回転ドアと、要するに NGO から外務省に行って外務省からまた NGO に行ってみたり、JICA に行ってみたり、国際機関に行ってみたりというような道を設けられないかというようなご意見もございました。あと国連、国際機関との連携を強化する、深めるようなことは出来ないかと。それとあとは資金面であったのは、民間からですね、資金をどう集めていくかと。やはり政府からの資金だけを常に想定するのではなくで、民間資金をどれだけ取り込んでいくかというようなご意見もございました。あとは活動する経費について、手厚く儲けさせてくれと言っているわけではなくて、真っ当といえるラインまで資金をみていただけないかと。これは要はですね、今日いただいている資料にもございましたが、一般管理費ですね。プロジェクトベースでやっと今 5% の一般管理費を付けるようにしておりますが、それをもっと、例えば 15% に上げてもらえないかというようなご意見もいただきました。その他といたしまして、逆にですね、抜本的強化を行うという観点から言えば、NGO による事業の適切な評価、一般管理費だったら一般管理費に関する効果測定みたいなものは必要なのではないかというような話とか。事業の評価にあたっては、アウトプットベースではなくてアウトカムベースの評価というようなことが重要ではないかというようなご指摘もいただいております。

第 2 回の方はですね、NGO の話だけではなくて、先程申し上げたように事業の話とか、調達代理機関とか、そういったものも議論されて、そちらをメインに議論されていたのですが、こちらの中では、担い手といった場合に JICA の機能を代替することについては、民間企業としてはそういう考えはあまりないですと。もともと民間企業はご承知のとおりサプライヤー側なので、ODA の資金を活用して何かをやる側であって、JICA がやっているような ODA のコーディネーション・管理をする、そういう仕事ではないというようなご意見もありました。あとは、やはり民間資金、マッチング・ファンド、マッチング・グラントという意見が第 2 回の際は強く出ていたかと思います。マッチング・ファンドというのは、

各担い手が一定割合を拠出するようにすると、リスクについても事業を実施する人にある程度担ってもらうというふうに意味があるのではないかというご意見もいただいております。あとは、いただいたご質問の中にもあったかと思いますが、ODA、これを「NGO を活用して ODA をやるのか」、それとも「中長期的な基盤の強化なのか」というご質問につきましては、これはまだちょっと議論の途中でございますので、事務局というか外務省の方から展望を述べるのは適切ではないかもしれませんが、私は双方向だと思っております。というのは、基本的には中長期的な NGO の基盤を強化するというのが最大の目的ですが、やはり政府資金を使う以上はですね、私どももやっていただきたい話というのはあると思います。例えばどこの国のどういう分野でやっていただきたいというのと、NGO の方々が考えておられる事業が上手くマッチすればですね、これは両立しない話ではないというふうに考えております。すみません、ちょっと雑駁ではございますが、とりあえず私からは以上です。

○田原（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

今福課長、ありがとうございました。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

それでは、NGO 側からよろしく願いいたします。高橋さん、お願いいたします。

●高橋（NGO 福岡ネットワーク 理事）

NGO 福岡ネットワークの高橋と申します。NGO・外務省定期協議会では政策協議会のコーディネーターを務めております。まず申し上げたいことは、本日の臨時全体会議の開催に関して、NGO 担当大使はもちろん、政策課、それから民連室の方に大変ご尽力いただきましたこと、ありがとうございます。また、有識者の皆様にもご同席いただいたこと御礼申し上げます。ODA 政策協議会の方は、お配りしている資料にもありますように、ODA のアカウントビリティや質の向上に関してモニタリング、協議をしていく立場ですので、その立場から少し申し上げたいと思います。

まず、今福課長には、今までなかなか中身が見えなかった有識者懇談会の議論状況をここまで踏み込んでご説明いただいたこと、深く御礼申し上げます。私どもの方からしますと、この資料にもありますように、限られた予算の中で ODA を効率的かつ効果的に活用するための大臣のイニシアティブ、これはもちろん必要だと思うのですけれども、いったいどういう方向性で、どういう政策的判断のもとでこれがなされていくのかというのがなかなか見えませんでした。それは、本日短期間の募集にも関わらずこれだけの NGO から参加があったということにも現れています。正直なところ、疑心暗鬼になって心配しているところがありましたということは申し上げたいと思います。

その上で本日、言うていただきましたように、中長期的な NGO の強化、あるいは底上げ

といったものと、政府資金を使う以上、政府の方針と NGO の活動がどうマッチングするかと両輪でやっていくというご説明、非常に心強く思ったところです。ですが、単に効率的・効果的ということだけではなく、やはり外務省あるいは日本政府として ODA をどのような方向に向けていくのか、そういった政策的な方向性との整合性、開発協力大綱の中にこの有識者懇談会の成果を位置付けて、大きな流れを見せていただきたいと思います。特に先程、両輪ということで、非常に心強く思う一方で、このあと有識者懇談会で出された意見が、どの具体的な施策に落ちていくのかというのを、まだ不安に感じているところがございます。答申の公開性、今、議事録の骨子、一部は公開していただく方向で検討が進んでいるということで大変歓迎しますけれども、それがどういうふうに政策に反映され、あるいは予算に反映されていくのか。今後、また 12 月に ODA 政策協議会等もございすし、そういったところもぜひ説明責任を果たしていただき、また幅広い NGO の声を聞いていただくような形で協議させていただければと思っています。私からは以上です。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

それでは、引き続いて加藤さん、よろしくお願いいたします。

●加藤（関西 NGO 協議会 理事）

関西 NGO 協議会の加藤でございます。私も ODA 政策協議会のコーディネーターをさせていただいております。

今、今福課長の方から、私どもの方から少し懸念点を出させていただいていた部分について、今から出来る部分でいろいろと、また委員の皆様にもご理解をいただきまして、ご配慮いただいたというところで、特に議事内容のオープン化などの面でご配慮いただいたことを本当に感謝を申し上げたいと思います。やはり私どもは当初から、ちょっとやはり今回の有識者懇談会について、これまでの同様の会に比べて、情報公開であるとかオープン度、参加度、こういったものが後退しているということについては、非常に懸念を持っておりました。とりわけ、こういったことが与野党問わず、政治主導で進んでいったことでもあると認識をしておりましたので、そういったことから非常に残念に思っていたところがございます。そういった意味で、そういった懸念を申し上げさせていただいたわけですが、今回こういった形で場を持って皆さんと議論をさせていただくことが出来る、また、いろいろな内容について今後オープンにさせていただけるということで、そういったことも踏まえて、今日もこの後盛りだくさんのご意見述べさせていただくことに NGO 側からなと思いますけれども、ぜひそういった意見も踏まえて、これからオープンな形で、またいただいた提言というのをぜひ活かす形で、オープンに議論しながら、実際の政策に反映していくようなプロセスをご一緒に作らせていただきたいと思いますので、今後またそういった形での取り組みをお願いをしたいというふうに申し上げさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

この他に、NGO 側の参加の皆さんから何かコメントやご意見ありましたでしょうか。

それではないようですので、議題の 2 番の方に進まさせていただきたいと思います。2 番目は「国際協力 NGO の抜本的強化」というところで、最初に「日本 NGO 連携無償資金協力事業の一般管理費における適正な水準と根拠」、それから 2 番目に「NGO 強化のための具体的方策とその根拠」とあります。すでに皆さんのお手元にこの 2 つに関しまして NGO 側でまとめた資料がございますので、それに基づいて、まず NGO 側から簡単にご説明いただいた後で議論をしたいと思います。それでは、連携推進委員の井川さん、よろしくお願いします。

●井川（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

名古屋 NGO センター政策提言委員及び ICAN(アイキャン)という団体の事務局長をしております、井川と申します。よろしくお願いいたします。連携推進委員の方でまとめた「日本の国際協力 NGO の抜本的強化」という資料がお手元にあるかと思いますが、こちらに基づいてお話をさせていただきます。

1 枚目は、先程お話いただいた有識者懇談会の 3 つのテーマに対して、今からご説明させていただくことの要約となります。この後、一番最初の「NGO がそもそも主要な就職先になり得てない要因」に少し触れながら、一般管理費、そして NGO 強化策についてお話をさせていただきます。また、一般管理費と NGO 強化策の間で一旦切らせていただいて、フロアや外務省からコメントをいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

1 枚めくってください。アンケート概要のページになっております。今回の発表に際しまして、全国の NGO のアンケートをとりました。10 月のほぼ 2 週間くらいです。全国 86 の団体に参加していただきました。参加していただいた団体は下のとおりになります。規模、地域等、比較的多様性のある団体に回答していただいたと思っております。このアンケートの中に、連携推進委員会を通じた NGO と外務省の連携に対してどう思いますかという質問があったのですが、「とても評価する」、「評価する」、「普通」、「あまり評価しない」、「評価しない」という 5 項目の中で、多くの団体が評価していただいているという結果になりました。評価しないという団体は一団体もありませんでした。ODA に参画できてない団体から評価しないという声も一部いただきましたが、多くは評価していただいているということでした。NGO 側としては概ね連携推進委員会には満足している状況ですので、引き続き開かれた民主的プロセスの中で、NGO の強化策が議論されることを望んでおります。あと、私たち NGO の中でも民主的プロセスを進めていく責任があると思っています。

1 枚めくっていただけますと、「日本の NGO セクターが日本社会において魅力的な就職先になるために」というページがあります。アンケートを基に、各 NGO がそれぞれ考えたことをまとめました。そもそもなぜ主要な就職先となり得ていないかというところでいうと、

日本社会全体の動向として、労働人口の減少や高求人倍率があるのですが、同時に現在戦後最大の人道危機が起こっているとよく言われる通り、人道危機が増えている、ニーズが高まっているという状況にあります。ここにギャップがあります。また、日本の NGO の多くは中小企業と同じような規模ですが、企業でも人数・規模が小さくなるにつれて離職率が高まっていくというデータも厚労省から出ている通り、日本の NGO も人数が限定的で、育成よりも目先の業務に追われている部分があるかと思います。組織内でポストが限定的なために、異動や他の業務に関わることが困難な状況にあります。同じ業務を継続しているケースが多いということです。また、組織基盤が弱いため、事業期間に基づく雇用が一般的です。例えば、ODA 資金の事業が終わった後も、自己資金で人件費を捻出していくことは多くの団体にとって困難な状況にあります。また採用のコストも、企業と違って何十万とかけてできる団体は限られていますので、人材を確保しにくい。また、JICA パートナーさんはとても有効な求人媒体ですが、他方で地方では、なかなかマッチングが難しいという状況もあります。次に NGO に特有な部分かもしれませんが、求められる能力が高い。語学とか開発の知識とか。大学院を出ていらっしゃる方も結構いらっしゃいます。待遇との間に大きなギャップがある。またそのような人材が限られている中で、横を見渡すと国際機関、国際 NGO 等、好待遇な選択肢があるという状況にあります。そのため、一旦 NGO の外に出ると、主に待遇がネックとなり、NGO に戻ってくることが稀になっています。また、一人の業務量が多く、日常的に過労や燃え尽きという状況にある。後で出てきますが、一時帰国が出来ない状況にあるというところでも、燃え尽きにつながっているという状況があります。

また、日本社会との接点が限られている。そもそもの話ですけども、NGO って何？という状況がやはり地方に行くときまだあったり、ボランティアの団体ですよと、雇用のイメージがなかったりする。あとは華やかなイメージがありつつも実際は日々地道な業務をやっているなど、ギャップもあります。社会的信用というところに関して、社会課題を解決するアクターという認識が浸透してないところも一部にはあり、やりたいことをやっている人たちとされている節も一部ある。もちろん私たち自身は決してそのように思っていないんですが。後でまた説明させていただきますが、「タコツボ化」、他セクターとの連携が上手くいっていないという部分もあると認識しております。その下のところが実際どうあるべきかというところです。全ては述べませんが、やはり待遇をきちんと企業、公務員、コンサル並みに上げていかないとはいけません。有給休暇とか賞与、一時帰国、昇給、退職金等を整えていかなければ、人材は集まってきません。また、組織全体の財務の安定にもつながり、事業ベースではない雇用を出来るようにしていかなければならない。また、働き方改革というところで、業務量の削減や多様な働き方を出来るようにしていかなければいけないなど、こちらに書いてあるとおりのことが必要だという意見がありました。

あと、他セクターとの関係を周りにまとめています。今日のテーマである ODA のところに関わる場所では、もちろんこういう状況を改善していくためには、自助努力が大前提

であると認識していますが、その上で関わってくるものとして、先程の議論にありました一般管理費 15%というところ。人件費単価の見直し。あと国内人役の増加ですね。国内で人件費計上が出来る人の数とか、福利厚生、一時帰国の許可とか、そういうところがこの待遇というところに関わってくるのではないかと思います。海外で、例えば難民キャンプで働いていても、隣では国際 NGO とか国際機関の方々が自分の待遇の 2 倍、3 倍もらっていて、さらに R and R で体調管理が出来る状態にある。日本の NGO はずっと張り付いて必死でやっていますが、その過酷な条件の中、また 1 年継続したいと思うかという、やはり辛いと思ってしまう現状があります。

その他に関しては下に記載のとおり、人事交流とか危険地への渡航緩和などが挙げられました。あとは行政・自治体というところでも、いろんな NGO 連携に関する企業への優遇が出来ないか、あとは今話題の「特定技能」の話で、NGO 業界の方でもビザを緩和していただけないかとか、そういう意見もありました。

その他、国際機関、企業、教育機関、メディア等書いているとおりです。一つご参考ですが、2016 年イギリスで学生人気就職先の 6 位が Oxfam、8 位は Teach for America という NPO が入っています。そういうところを見ていても、もちろんそれぞれの活動に意義があるということはあると思いますが、加えて、日常の無関心な人たちとの接点が多いところというのは、やはり人気の就職先になる理由としては大きいと思っています。

次のページをめくっていただければ、「認知度・信頼度を高めるために」があります。こちらのすべてをご紹介することは避けませんが、そもそも認知度の前に、どういう価値を認知してもらうのかというところで、一つアンケートで出てきた特徴的な意見を掲載させていただいています。他団体、他セクターとの連携が進まないで、自前で全てを解決しようとするためにタコソバ化してしまい、専門性が磨かれてないのではないかと。もっと連携していくことが魅力を発揮できるのではないかなというご意見がありました。TOYOTA が 1 社で車を作っているわけではなく、ネジを作っている企業さんとかいろいろな企業が協同して 1 つの車が成り立っている。NGO でもこのコレクティブインパクトをもっと作っていくというのが大切ではないかと思っています。連携先としてはいろいろありますが、その中で ODA との連携いう点では、下に書いてあるような ODA の様々なスキームでコレクティブインパクトを出していくと、NGO の魅力を高めていくものにつながると思っています。それを左側記載の認知というところで、直接的に伝える、外務省のイベントとかもう少し参加させていただければと思いますし、あとは間接的にメディアを使って、広く認知していただければというふうに思っています。また国民、市民の広い支持を得るためには、いろいろなコンプライアンスの部分、事業の質を高めるという部分が必要だと思っています。これも自助努力が大前提ですが、ODA の中でもこういうところも留意しながら NGO と連携し、事業のインパクトと同時に NGO を育てるという観点で進めていくことも必要なのではないかと思っています。

1 ページめくっていただければ、「日本の国際協力 NGO 強化優先 10 項目」があります。ま

ず 1 つ目の一般管理費だけ少しご説明させていただいて、一旦切らせていただきます。申し訳ありませんが、たくさんあるので早口で話させていただきます。

もう 1 枚めくっていただくと、「一般管理費を 15%へ」というページ、ターゲット 1 というところになります。背景としては、例えば企業であれば、金融機関や株式を通じて最初の投資資金を捻出するわけですが、多くの日本の NGO というのはそういうものではなくて、少しずつ寄付を集めてスタートしている団体が多い。もちろんアライアンス系だと一部例外もありますけれど、多くの団体はそういう状態にある。そういう中で、寄付金と自己資金の獲得が困難な状況にあって、ODA 事業を行っていく。限られた自己資金を ODA 事業の間接費の部分に出していくことで、広報・営業等の投資の資金が不足して悪循環になる。その結果として、人材が流失したり、寄りつかなかったり、低い社会的信用に繋がる。NGO における政府資金比率の拡大が結果として起こる。そして、その下のところが今回のご提案になります。まず一般管理費を 5%から 15%に拡充していただきたい。それを触媒として、広報や営業等のいわゆる投資資金を確保させていただきたい。その結果、資金調達を通じて寄付金と自己資金が増えたり、国連の資金と連携して事業が出来るようになったり、国際会議に参加できるようになったりというような効果が期待されます。また、国連との連携、国際会議への参加等は、日本のプレゼンス、日本の NGO のみならず、日本全体のプレゼンスの拡大、国益につながっていくのではないかと考えています。あとは、日本国内で資金調達や広報・啓発を活発化していく中で、NGO・ODA の支持層が拡大していく。自己資金等収入を安定させて財務状況を改善することで、優秀な人員が集まってくる状況になる。NGO における政府資金比率も低下していくというふうに考えています。

右側の一般管理費の比率のところですが、こちらに書いているとおり、様々な団体・事業があるので、一般化するのはとても難しいのですが、例えば JPF のある団体のある事業の場合ですと、実際に 16%ほどかかっているという試算があります。その下の N 連の別の団体の別の国のケースでも、15%ほどかかっているという状況があると。JPF の場合、災害が発生してからの費用が認識されるわけですが、災害発生直後に出るためには平時から職員を雇用して研修をしておかなければいけない。消防士と一緒にですね。火事になっている間だけに費用が発生するわけではなくて、事前にきちんと雇用をし、研修をしないと火事の際に出動できない。そういうところでもコストがかかっているという状況があります。

1 枚めくっていただきますと「諸外国の事例」があります。アメリカの場合は交渉ベースで最大 25%、英国で交渉ベースで最大 15%、カナダ 12%、フランス 7%、日本 5%。スキームがバラバラで一般化は難しいですが、このような状況になっています。こういう数字だけ見ても、諸外国に比べて日本の一般管理費は限られているという印象があります。さらに下のところですが、一般管理費を計上できる分母についてご説明させていただきます。例えば、諸外国ではすべての経費から 12%、7%をかける計算式となっている中で、日本ではいわゆる、N 連の用語で言う後方支援経費、つまり間接費、そして外部監査の費用

は分母のパーセントをかける対象になっていません。また、例えばフランスは 7%ですが、直接費の中にコンサルタントによる研究調査費用や能力強化・研修費用、評価・モニタリング費用等が全部直接費に計上出来ていて、その上での 7%となっています。日本のスキームでは、そのような建て付けにはなっていません。最後 3 番目、通常人件費として他国のスキームでは計上されている社会保険の団体負担、有給休暇中の人件費、一時帰国費用等も、日本のスキームでは直接費に計上出来ない現状があります。

そういうところから 2 つ言えることがあります。まずは、直接事業費に事業実施に必要な費用がそもそも計上できていない。また更にその上で、このパーセントをかける対象が限定されている。そういうところからも諸外国と比べて、見かけの 7%、5%以上に一般管理費が低く設定されているということ。また、日本のスキームでは調査研究とか研修、評価等が計上されていない状況のため、事業と人材の質がなかなか向上しない。結局はこの辺りは自己資金で対応するか、対応出来ていないということになります。先程の消防士の例でいうと、火事が起こったら、なぜ火事が起こったのか、その消火方法は正しかったのかという評価が費用に入っていないので、そういうところが弱くなっている。結論としては、N 連とジャパン・プラットフォームの一般管理費を一律 15%に拡充していただきたいということです。基準を持たせるべきではないか等、様々な議論が外務省内にあることは認識しており、そういう場合に一応連携推進委員の方で 8 つこういうような基準というのはどうですかというのを書いています。あくまで 15%一律をお願いしますが、それが難しい場合は、基本的には現在の重点課題適用団体・案件に関しては 10%、それに加えて、以下の基準を満たす場合には 15%と、2 段階というのも一案ではないでしょうか。それによって、NGO のアカウンタビリティと安全基準、国際的プレゼンスを高めていくことができるとともに、きちんと一般管理費の中で調査研究や外部評価を行う形にした方が、ODA の質が高まるのではないかと考えています。

最後、一つ重要なところとして、予算規模を基準として一般管理費の割合を決めるのはやめて頂きたいです。以上です。

○田原（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございました。それでは、外務省側から何かコメントはありますでしょうか。佐藤室長、お願いいたします。

○佐藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

民間援助連携室長の佐藤です。ありがとうございました。今回はこういった皆さんの声をですね、有識者懇談会にお届けするというのが一番大きな目的ですので、あまりここで私からコメントを出すという感じではないのですが、2 点ほど気付きの点を述べさせていただきます。

細かい話ですが、「タコツボ化」という言葉が書いてあって、おもしろいなと思いました。

これは役人でも起きることなのかもしれませんが、自分での反省でもあります。自分のロジックに入ってしまう、なかなか新しいことを考えられないというのは、NGO だけではなく、いろんなところで起きるのかなというふうに感じました。

それから、「固有の価値を伝える必要性」という、要は外に向けて発信していくというところで、外務省とも一緒にやっていきたいという話がありました。小さな試みではありますが、今年のグローバル・フェスタの中で、はじめてだと思うのですが、ステージを借りまして、NGO 側と、ここにいる安達さんが中心となって、私も壇上に上がってですね、それぞれの職場での働きぶりとか、子育てをしながらどうやって働いていくかというようなことを、大変短い時間ではありましたが紹介させていただきました。こういった連携も、今後とも行っていくのかなと感じました。簡単ですが、私からは以上です。

○田原（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

今福課長、お願いいたします。

○今福（外務省 国際協力局 政策課 課長）

ありがとうございます。非常に参考になる、勉強になるというか、我々としても今有識者懇談会の議論を拝聴していて、その中で何か考えていかなければならないと思っている中で、本日ご意見いただいたこと、本当にありがとうございます。

その中でいくつか、2 点なんですけれども、先ほど一般管理費 15%の話について、予算の枠があるから数字をあまり小さくならないようにしてください、というご趣旨かと受け止めました。これはまさに制度として作るものですので、15%なら 15%、5%なら 5%、なぜそれが必要なのかを具体的に見ていく必要があります。その中で、15%というのが本当に適正な数字なのかどうか、これをちゃんと財政当局に説明しきれる状態になれば 15%になりますという。それが 15%になるのか、それよりももっと低い数字になるのか、そこら辺はしっかり議論していかないと、財政当局にも話をしていけないといけないものです。いずれにせよ、制度、必要性、それによって決まるものなので、予算がいくらあるから 10%にしますとか、8%にしますとか、15%にしますとか、そういう話ではないことはご理解いただければと思います。そこは安心していただければと思います。他方で、予算自体は今まさに、8 月の末日に概算要求を財務省に提出して、日々、極めて厳しい戦いを迫られております。これは NGO の経費だけではなくて、ODA 予算全体の話でございます。やはり財政状況が厳しい中で、今年も ODA を減らすぞという勢いで来ておりますけれど、そこは私どもとしては、この NGO の経費も含め、ODA 全体、これはやはり日本政府・日本国の海外におけるプレゼンスを高めて信頼を勝ち得るという観点からも、是非とも守っていかなければならない予算だと思っておりますので、予算の方も、厳しい状況ではありますが、引き続きしっかりやってまいりたいと思います。

1 点だけ質問があるのですが、最初の「NGO セクターが日本社会において魅力的な就職先

になるために」というところで、左に ODA と書かれている箱の中に「外務省『委託』事業の促進」というのがあります。この「委託事業」というのは何か具体的なものがありであれば教えていただければと思います。先ほど私が申し上げたように、政府としても願っていたことがあるんですという、そこに続く話かなと思いましたので、もし何か現時点でお考えがありましたら、教えていただければと思います。ありがとうございます。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

それでは、井川さん、お願いいたします。

●井川（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

はい、ありがとうございます。委託事業に関しては次のページでご説明させていただこうと思っていましたので、そこで詳細をご説明させていただきます。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

ありがとうございます。次の部分の方に移る前に、今のところで NGO 側の事業を実施されている皆さんから何かコメント、意見はありますでしょうか。

●垣内（言論・表現の自由を守る会 事務局長）

言論・表現の自由を守る会の事務局長の垣内です。

私は、この課題の大きな前提として、ODA の問題を考える時に、国際状況をきちんと把握する必要があると思います。今年は世界人権宣言 70 周年でして、国連では人権理事会、Human Rights Council で、3 回目の UPR 審査、加盟国すべてが普遍的な人権の定期審査を受け、そして日本は 4 回目の人権理事国ですから、アジア地域選出の人権理事国として ODA をどのように取り組むのかという、そういうことが一切抜けていることが大変心配です。

これは、50 周年の時に外務省が作ったパンフレットです。今年はこれから 20 年が過ぎて 70 周年です。12 月 10 日です。国連が創設されて、人権委員会が世界人権宣言を起草し、1948 年に国連総会で採択し、それを普遍化し法律化する作業に直ちに入って、1966 年に国際人権規約を採択し、それが 10 年間の周知期間を経て、1976 年に発効しています。今、障害者雇用の問題で、政府の主要官庁が水増しをやっていたということが今わかったわけですが、1976 年というのがどういう年だったのか。日独伊、特に第二次世界大戦侵略国、一度ならず二度も世界大戦を起こしてしまった。三度繰り返さないためにという宣言を出し、それを普遍化し法律化する作業を行い、採択し、発効した年です。そして、様々な条約機関の取組を支えてきた人権委員会を人権理事会に昇格をさせてもう 12 年になります。ですから、Human Rights Council で一堂に会して、国際的な人権審査が行われ、3 クール目に入り、日本は昨年 11 月、3 回目の審査を受けています。そこにも NGO が参加し、私も 3 回、国連欧州本部でサイドイベントを開いております。

昨年は品川プリンスで、OECD のアジアでの第 1 回経済会合が開かれました。そこで和泉首相補佐官に私は、「アジアでの経済活動を成功させるためには、第二次世界大戦侵略国である日本が『個人通報制度』を批准して、法の支配を実現し、三権分立を確立することが不可欠ではないでしょうか」と質問したのですが、「政治的なことは他でやりなさい」と言っただけで回答しませんでした。昨年 12 月、東京プリンスで 4 日間、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジが、国連のグテーレス事務総長も参加し開催されました。私はその結核撲滅シンポジウムでも登壇者の方に、日医の元会長（注：正確には元会長のご子息である武見敬三参議院議員）に質問しましたが、回答されませんでした。

ですから、日本の首長たち、そして私の住んでいる習志野市の市長も、職員も、部長たちも、全く憲法 98 条第 2 項を無視しているわけです。ですから、98 条第 2 項に基づき「日本が批准している条約及び確立された国際法規を誠実に遵守する」としているにもかかわらず、そういう中でのこの ODA。中国への ODA を打ち切るということは報道では知っていますが、ぜひお金だけではないのだと、中国ともお金をかける問題だけではなく、人権の問題として、やはり SDGs という課題も 17 項目掲げているわけですから、お金だけではないということを申し上げたいのです。

私は、法の支配を実現し、そして参政権を確立するということが不可欠だということで、国連にプロジェクトピースサインを提案して活動しております。ODA で、派遣される方たちの命、安全がまず保障されることが不可欠ですから、平和に向けた ODA を実現するということをぜひ提案させていただきたいと思います。

この国際人権規約が日本の大学でも必修になっていません。人権条約が日本の法学部では必修になっていない、司法試験にも入っていない、そして司法修習生も 1 コマ 2 時間しか勉強していないわけですから、そういう意味で日本は「タコツボ化」しているわけです。韓国は 1990 年に自由権規約第 1 選択議定書を批准しておりますので、「良心的兵役拒否」をした若者は救済されております。そして法改正も間近に行われます。ということで、朝鮮半島には春は来ましたが、日本は未だに冬の状態です。

この状態で ODA の成功はないと思いますし、日本において法の支配を実現し、これまでに蓄積した素晴らしい人材を、その方たちが経済的にもきちんと基盤を確保するということが、本当に大事だと思います。

私は外務省、法務省にずっと 10 年間、要請を繰り返しておりますが、日本政府は個人通報制度をまだ批准していません。政府は、この 3 月の国連の人権理事会で、個人通報制度批准を求めた勧告については「受け入れる」と表明しております。これこそが閣議決定が必要だと思います。よろしくお願いいたします。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

ODA に対する色々なご意見をありがとうございました。ただ、皆さんにお伝えしたいのは、今 NGO の抜本的強化のテーマでお話していますので、そちらのテーマから離れないような

ご意見、コメントをよろしくお願いいたします。3 番に「NGO の抜本的強化以外のテーマ」も若干予定しておりますのでそちらで議論していただき、時間がないなかですのでご協力をお願いいたします。他に、先ほどありました N 連、一般管理費等について、何かコメント等ありますでしょうか。手短にお願いいたします。

●橋本（ADRA Japan 理事・事業部長）

ADRA Japan の橋本です。井川さん、本当にまとめありがとうございました。また、今日はお時間を作っていただきまして、ありがとうございます。

一般管理費、日本の NGO が本当にここ 20 年、大きく成長してきていると思います。これには、外務省の本当に大きな協力があつたからだと思っておりますが、今ここにきて、NGO はかなり疲弊をしてきていると思います。これはやはり、事業は大きくなっているけれども、きちんとした基盤が得られていない。以前は、言うならばボランティア、ここにも書いてありますけども、無償とかですね、というような形でやってきたのが、今は NGO も団体としてきちんと運営しなくてはいけない。これは日本の労働法を守るということ。例えば、東京の最低賃金であれば時給 985 円を守らないといけないということですね、ということを含めて、人を雇用し、運営していく中で事業を行っていくということが求められています。この部分がですね、今 NGO にとってとても大きくなってきているのだと思います。そういう意味では、一般管理費を 15% という形で提案させていただきましたけれども、海外の例も出ていますけども、研究機関の発表では、やはり 15%～20% という研究機関のデータも出ているという中で、足腰を強くするということをぜひお願いしたいと思います。現実的に今、例えば、N 連であると、30 歳のスタッフの給与の上限というのが、29 万 3 千円です。30 歳の大卒でですね、8 年経験を積んできたスタッフの給与の上限が NGO だと 29 万 3 千円になってしまうというこの現実というのがとても大きいと思うんですね。手取りで 20 万ちょっとです。この人が、うちのスタッフもそうなんですけども、同じスタッフが国連とかにいけばその数倍もらえる形になってしまう。それはもう NGO で働き続けるということはないといっても過言ではないと思います。細かいことを挙げればきりがありませんけども、ぜひ NGO が足腰を強化していく、そして人材が育っていく、その中で日本の ODA、日本の NGO が世界に向けてしっかりと責任を果たしていくところをですね、ぜひお願いしておきます。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

ありがとうございます。それでは、かなり時間が経過しておりますので、後半の部分を引き続き井川さん、お願いいたします。できればコンパクトにお願いいたします。

●井川（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

それでは続けさせていただきます。ちなみに、橋本さんのご意見の 29 万 3 千円について、

某国際機関だと、諸経費込みですけど月額人件費予算は 80 万円代。その待遇の人が同じ事業地で隣で働いていた場合、皆さんは、どちらで働きますか。単純にそういうことだと思います。

続きまして、ターゲット 2 から最後まで説明させていただきます。また早口で申し訳ございませんが進めさせていただきます。まず、左、ターゲット 2 のところです。限られた ODA 予算の効率化と NGO 活動予算の抜本的拡充というところですが、基本的には、N 連、JPF ととても有り難い制度ですので、拡充していただきたい。N 連に関しては、長期化する人道危機に関して、最長 6 年に延ばしていただけないか。そしてジャパン・プラットフォームに関しては、通常予算というのは 20 億円とずっと変わっていない状況ですので、ここを延ばしていただきたいと思っております。3 つ目、技術協力というところで、今 JICA の草の根技術協力事業がありますが、なかなか NGO が活用できていない。右上のところに実績があります。JICA の草の根技協の予算を増やしていただくか、他の技協のスキームが必要なのではないかという意見が出ました。先ほどご質問にありました外務省からの委託というところ。右側に補足がありますが、ある程度の経験がある団体・実績がある団体に関しては、外務省が国別に最重要課題を提案・公示して、それに対して NGO 側が解決を提示して実施していくのがいいのではないかという意見が出ました。ここは企画競争入札になると思っております。それ以外では、まず既存の JICA さんの中小企業の SDGs ビジネス支援事業とか、昔の BOP とかそういうようなところで、私たちがきちんともう少し勉強していく必要があるのではないか。あとで出てくる国際機関とのパートナー契約というものも活かせるのではないかという意見がありました。

②番は、N 連に小規模の団体が入れるようにというものです。もちろん現在も小規模の団体でも申請できますが、ポイントとしては申請や報告の書類を簡素化していただきたいというところになります。また、地域のネットワーク等に委託する形で N 連の相談窓口を設置できないかというところがあります。多様な NGO の価値は、組織の規模では測れない、大きいから良い訳ではありません。小規模でも、ある地域に精通して専門性を持っている団体もありますし、規模よりも質を重視しているという団体もあります。そういう中で、日本の NGO が世界で活躍していくためには、中小規模の団体の成長も含めたバランスのある成長戦略が必要です。経験のある団体は経験を活かせるように、ある程度中小規模の団体は N 連に参画できるようにということが、とても重要だと思っております。片方に偏った、大規模だけを優遇することは NGO セクター全体の発展をゆがめることになると思っております。

一枚めくっていただきますと、その他の案になります。「地域協働型事業」というところ。小規模な団体で案件がたくさん出てくると、外務省も大変かと思います。また、新しく N 連を始める団体に対して、これ以上細やかにフォローしていくことも難しい状況にあると察します。そこで、経験が豊富な団体と一緒に、地域の中で 3 団体、4 団体が一緒になって申請をしていくというスキームもいいのではないかと思います。このポイントとして

は、提出書類を簡素化した形でできると良いのではということと、日本側の地域をもとに連携するので、事業実施国が1か国に限定されないというところがあります。ODAの申請というところでは不慣れだとしても、いろんな経験や能力を持っている団体は地域にはたくさんいますので、こうした団体をきちんとN連のスキームにのせていくことがやはり必要ではないか。あとは、強みが異なる中で、団体間の学びの場を作り、そういうことを経て、希望する団体は通常のN連や外務省の委託等に移っていけば良いのかなと思います。

右側に、「ジャパン・エイド・マッチ」があります。特定の事業に対する国民からの寄付額に対して政府がマッチングをするのはどうかということです。これは、イギリスの英国エイド・マッチを参考にしたものです。国民の一人一人が主役のODAということで、最初にNGO側から事業を提案して、そこに国民が寄付し、その寄付額に応じて政府側がマッチングしていくというものです。ODAを国民一人一人のレベルにおろすことができる、関心を持っていただけるところと、あと触媒というところで、今後のODAの方向性としても整合性が合うのではないかと思います。もちろん制度としては、一度先に資金を外務省から外に出しておかなければならないとか、いろいろあると思いますが、スキームとしては、おもしろいと思っております。

次のページにめくっていただくと、ターゲット3があります。国際機関との連携を促進していくために既存のN連やJPFのスキームを変えられないかとの意見がありました。こちらに関しては、NGOと国際機関で、今会合を行っていて、年内に提案の取りまとめを行うことになっております。

ターゲット4の国際会議等への参加というところで、既存のスキームだとN環のNGO研究会とかNGO海外スタディ等のスキームで行くことになると思いますが、実際は同スキームの予算が限られていて、NGO研究会の枠は3団体だけですので、ここを拡充していただきたいというのが1つ目。2つ目は、一般管理費を15%に拡充していただけると、多くの団体が一般管理費で行けるようになるので、やはり拡充が必要ということです。

ターゲット5、JICAボランティアの本邦NGOへの派遣というところで、これに関して先ほどの80団体以上にアンケートをとりました。受け入れに肯定的が58%、否定的が42%でした。否定的な団体は、今、受け入れに際して課題が残っているので否定的という意見で、課題が解決されれば多くのNGOが肯定的になるというものでした。根本的にはNGOで人手不足というのが続いており、駐在員を確保するのが難しくなっている。実際に派遣する場合の乗り越えるべき課題として、採用のところでミスマッチが起らないようにNGO側で採用権を確保できるか、実際の受け入れ中の指揮権が二重にならないようにしなければいけないとか、間接費、机とか事務用品費が必要、海外事務所に普通に自己負担で来ていただいている既存のボランティアさんとの公平性を確保しなければいけない等、実際に派遣する際に考慮すべき事項としてその4点が、アンケートの中から浮かび上がりました。その他の事項として、いわゆる「現職参加」というものが企業等にありますので、現職の日本の企業の方が日本のNGOに派遣されると有効なのではないかという意見がありま

す。あとは、アフリカ・中東はやはり JICA ボランティアが強身を持っていると思いますので、そういう地域は特に連携の効果が高いのではないかと思います。あとは韓国の KOICA の場合、ボランティア事業の事務局をネットワーク NGO が担っており、日本でも地域のネットワーク NGO と連携すると有効という意見がありました。

最後のページになります。ターゲット 6。こちらは今まで何度も出てきていますので少し述べる程度にしたいと思います。まず、開発人道ニーズがある地域への渡航制限を緩和していただきたい。これに関しては今協議させていただいているところですので、引き続きお話をさせていただきたいというところ。あとは働き方改革と業務効率化という点で、外務省の制度で事業をやっている団体は、外務省の中での働き方改革や書類の量の基準が下がらないと、NGO 側の働き方改革や業務効率化が変えられない状態にあるので、きちんと話し合っていきたいというところ。ターゲット 8 は ODA と NGO の一体広報というところで、NGO と国際機関、外務省が課題や国別に、例えばシリアやイエメン、保健分野等で、一緒にアピールできると良いのではという意見があります。ターゲット 9、N 環の拡充に関しては、すでに以前から申し上げているとおり、予算が毎年下がっているので拡充していただきたい。ただその厳しい予算状況の背景については、私たちも理解しておりますので、引き続き議論をさせていただきたいというところ。ターゲット 10 のネットワーク NGO への資金提供という点ですが、ネットワーク NGO は、事業実施系の NGO にとって生命線です。ネットワーク NGO がいなくなれば、事業実施系の NGO というのは情報を得ることができません。意見を集約することもできない。もちろん、一般市民の方々にとっても、NGO の窓口というのはネットワーク NGO となります。そういう意味で、ネットワーク NGO を強化していきたい。1 つは、先ほど出た業務委託を増やすという方法もあると思います。あとは英国の場合ですと、英国のネットワーク NGO の BOND に戦略的枠組合意として資金提供を行ってきた背景があり、日本も同じように戦略的に捉えていただいて、ネットワーク NGO に対して支援をしていただきたいと思います。最後に、国際緊急援助物資提供における NGO との連携というところで、今、シンガポールとかドバイとかから、災害が起こったら JICA のスキームで物資を運んでいますが、これを災害多発国に関してはその国で拠点を有している NGO に、平時の時から調達、保管、提供を委託していただければ、コストも下がり、災害発生後すぐに対応できるようになります。一人一人にきめ細かく、国際基準に基づいて提供できるのではないかと。NGO 側で集めた寄付と合わせて、日本政府と国民、NGO が一体となった救援ができるのではないかと思います。以上です。

○田原（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。それでは今福課長、お願いいたします。

○今福（外務省 国際協力局 政策課 課長）

ありがとうございます。すみません、私はもう出なければいけないのですが、先に簡単

に。これだけ具体的なご提案をいただいて、これはまさに有識者懇談会の方でご議論いただく話だと思っておりますので、私の今の立場から申し上げることは、今日委員の方も 3 人来ていただいておりますが、それ以外の委員の方々にも、今日の議論と資料等についてはしっかりとお伝えしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。申し訳ございません。ここで失礼させていただきます。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

ありがとうございます。時間がかかりおしてありますが、NGO 側で補足説明等ありましたら、お願いいたします。

●並木（日本国際ボランティアセンター パレスチナ事業担当）

日本国際ボランティアセンター（JVC）の並木と申します。座ったまま失礼いたします。

ターゲット 6 に関しまして、2 つの面で、NGO 側が開発・人道援助に逆行していると感じていまして、NGO として危機感を覚えております。1 つ目は、政府資金、N 連・JPF で事業を行っている団体への事実上の規制がですね、明文化されつつあるなと感じていること。2 つ目は、自己資金で危険地に入って事業を行っている団体へのご連絡が、やはり大変抑制的だなと感じていることです。

1 点目に関しては、実際に N 連の 30 年度の契約分に関して、この前スーダン案件のものを受け取ったのですが、これまでの手引に入っていなかった文言が追加されておまして、JPF 案件でも同様だと他団体から聞いております。具体的には、今まで「危険地へ出張を協議の上で決定する」という文言だったものが、「在スーダン大使館が出張を取りやめるべきと判断した場合は、その判断に従う」という文言が追加されております。これは 29 年度のものには入っていなかったはずですが、レベル 3 以上の案件に同様の文言が追加されると聞いているんですが、これは邦人旅行者に向けた危険情報をそのまま適用するものでして、ターゲット 6 に書いてある、渡航情報を細かく設定して、支援の専門家ために地域の情勢を分析したものではないですね。また、「協議」という文言は確かに入っているものの、外務省側で集めた情報のみで一方的に判断が下される可能性もあるなと感じておまして、これは連携だったり、個別 NGO の能力強化というものには逆行するものと考えられて、また、受益者のニーズを反映できない事業運営が進むと事業の質も下がる、引いては国際的プレゼンスも低くなるものと考えております。このような文言を入れることに関しては、NGO 側との協議を踏まえ、再検討いただきたいなと考えております。

2 点目、自己資金に関することで、例えば JVC の場合、自己資金でユニセフとの連携事業としてパレスチナ・ガザに入っております。これは団体として、国連や安全管理専門家の情報を踏まえて、情報収集をした上で決定して入域しているんですが、その予定は大使館や本省にも共有しております。それに対して、最近外務省側から、不明瞭と思われるやり取りが行われたり、あと他事業地についてはビザの許可が下りないといった情勢があると

聞いておりまして、他の団体さんも同じような話を聞いております。本来のあり方としては、日頃のコミュニケーションを取った上で、外務省側からも情報提供を受けて、団体側として検討して決定するものと認識しているんですが、そういった関係性の構築から考えると逆行していると思います。今日は国連・国際機関との連携推進というお話も出ていたかと思います。非常に重要だと思うんですが、それならば尚更のこと、渡航制限や規制ではなくて能力の強化が必要であると考えます。国連機関に聞き取りを行っていると、現場にいないければ話は始まらないというコメントを受けております。実際、私たちもガザでユニセフと連携していますけれども、顔が見える現場担当同士の話し合いが本当に重要であると感じていますし、また、現場に入らなければ必要なニーズも吸い上げられないと考えております。国連機関の中では、現地の NGO との連携推進が進んでいるんですが、危険地では国際 NGO のプレゼンスが高まっていて、早い段階で現場に出なければパートナーシップの機会を逃すというふうに聞いています。危険に直面する人々にとって価値のある事業を展開するためにも、また、いつ起こるかわからない人道危機に初動対応を行うためにも、安全管理能力の向上を含めて NGO の能力強化こそが重要というふうに、国連機関からもコメントを受けています。これは 10 項目のターゲットの 1 番、3 番、9 番にも関係すると思いますが、NGO の体力を高めていく支援が必要というふうに考えております。以上です。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

ありがとうございます。他に NGO 側から。どうぞ。

●西井（名古屋 NGO センター 政策提言委員）

名古屋 NGO センター政策提言委員の西井と申します。よろしくお願いいたします。

ODA 政策協議会からの意見に関し、冒頭に今福課長の方からコメントをしていただきまして、だいたい私たちが考えることに関して、少し明らかになったかなと思っております。その上で、改めて今、この NGO の能力強化に関連して申し上げたいことがあります。先ほど今福課長のお話の中でも、即戦力としての NGO の能力強化を考える部分と、市民社会としての国際協力の基盤を強化するという両輪を進めて行くのだという議論があるとありました。これは NGO 側としても、ぜひその方向性で進めていただきたいと思っております。さらにその上でお願いしたいといいますか、市民社会の国際協力の基盤強化というのが必ずしも明確でない。他方、先ほどの井川さんの資料のターゲットの中にもいくつかありましたけれども、その部分をやっていくことも一つの方法であろうと思います。井川さんの資料の中で、例えばターゲット 2 の中小規模の NGO を強化するというところや、ターゲット 10 のネットワーク NGO を強化する。外務省は大きな NGO に大きな資金を供与して ODA の質を向上させるというお考えだと思うんですが、もっと外側の方にも目を向けていただきますと、中小の NGO というのは多数存在しております。その土台の上に、NGO 全体と

しての、市民社会としての国際協力が出来上がっているというふうに捉えることができるのではないかと考えております。そういう意味で、中小の NGO を評価していくことに関して、有識者懇談会の方々にも関心を持っていただきたいということ。また、中小 NGO、東京だけでなく地方にもたくさん存在する中小 NGO のまとめ役としての地域のネットワーク NGO というのは、やはり市民社会全体の国際協力の基盤を強化するという意味で非常に重要と想着いますので、そこも忘れずにいただきたいと考えております。ありがとうございます。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

ありがとうございます。時間がおしていますけれども、このテーマでぜひコメントしたいという方。どうぞ。これで最後にしたいと思います。

●河上（NGO 福岡ネットワーク 理事）

NGO 福岡ネットワーク、連携推進委員の河上と申します。この中小の NGO というお話が今ありましたけれども、私たち NGO 福岡ネットワークも、加盟団体は 27 団体あります。その中で、N 連をやっているのは 1 団体だけで、中小といっても家族経営みたいな NGO もありますけれども、支援策としては非常に評価されている団体もあります。東京を中心とした大きな NGO と比べますと存在感は薄いかもしれませんが、地方にいけばそういう NGO が基盤を作っているということは認識していただけたらと思います。以上です。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

ありがとうございます。時間がおしていますので、2 番目の議題はこれで終わります、最後の「国際協力 NGO の抜本的強化」以外の有識者懇談会のテーマということで、まず NGO 側から高橋さん、お願いします。

●高橋（NGO 福岡ネットワーク 理事）

ありがとうございます。残り時間も少ないので手短に申し上げたいと思います。すでに政策協議会 NGO コーディネーターからの意見の 3. のところで資料として提出させていただいております。これまで今回の有識者懇談会に関する「NGO の抜本的強化」についていろいろご議論あったところですが、NGO にはいわゆる ODA の実施機関としての側面ももちろんあるのですけれども、一方で ODA 全体の政策が良くない方向に行かないように協議させていただいているという側面もございます。その中で特に先ほど今福課長からもお話があった第 2 回のテーマで、企業や調達代理機関は JICA のコーディネート等々を代替していくものではないということでした。ここの部分に関しては NGO としては心配する声が上がっていることも申し上げます。特に今回、ODA の実施機関として NGO 以外ではコンサル、自治体、国際機関、そういったところが挙げられていますけれども、コンサルや企業の強化は、ど

ういった方向で進んでいくのかについても、ぜひ施策化していく段階で明らかにしていただきたいと思っております。特にコンサルや企業の強化に関しては、本邦企業の ODA 受託率を高めるための STEP の制度改善が想定されますけれども、コンサルや企業の強化が現地のためになるということであればもちろん歓迎すべきですが、日本の経済振興を露骨に志向する形になってしまうと、かえって現地での日本のプレゼンス、評判を下げてしまうのではないかと思います。私ども開発協力大綱なども見させていただいております。その中で官民連携、自治体連携のところで、日本自身の力強い成長にもつなげると、もちろんそれがあっていけないとは言いませんが、やはり本来の目的、国際協力の目的は現地の状況の改善だということを改めて確認したいと思っております。昨年度の第 2 回 ODA 政策協議会でも、日本の二国間 ODA は、他国のドナーと比べると経済インフラセクターが突出していて、アンタイド比率も DAC 諸国と比べて低くなっていると指摘されているところです。ぜひコンサルや企業との連携では、政策的な方向性として、本来の国際協力の意味を失わないように進めていただければと思います。同じく国際機関に対する無償資金協力供与についても、おそらく有識者懇談会の中で話されていくかと思いますが、やはりこれも開発協力大綱の中で、国益のための ODA、日本の顔の見える援助ということが強調される傾向があって、もちろん中長期的な意味で、国際協力が国益や日本の存在感向上につながっていくこと自体を否定しないのですけれども、今まで日本の国際協力でやってきた国際協調や国連中心主義といったものに矛盾がないようにぜひご検討いただければと思っております。少し手短けですが意見述べさせていただきました。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

ありがとうございます。他に NGO 側からありますでしょうか。

●赤阪（難民支援協会 渉外チーム政策提言委員）

認定 NPO 法人難民支援協会（JAR）の赤阪と申します。よろしくお願いいたします。先ほどの資料の一番最後に資料がありますのでご覧になっていただければと思います。1999 年から日本に逃れてくる難民の方の生活・法的支援など包括的な支援をしております難民支援協会からの提案をさせていただきます。

日本国内における難民保護に関しては、法務省所管の難民認定制度が昭和 57 年、1982 年に承認されました。一方、ODA 予算である難民認定申請者向けの保護措置については、同年、難民行政監察に基づき、外務省により実施されております。具体的には、生活困窮の度合いが高く、保護が必要と認められる難民認定申請者への保護費が支給されています。また、保護措置の対象者のうち、ただちに住居を確保する必要がある者に対しては緊急宿泊施設が提供されています。今日は、この難民認定申請者保護事業に関して、主に 2 点提案させていただきます。

1 つ目は入札制度改革という点です。本事業は条約難民、インドシナ難民、難民認定申請

者などへの難民相談事業が、一体化された難民等救援事業委託事業として、企画競争入札という形で出されています。一方で本委託事業というのは、過去の行政事業レビューで、一者応札や競争性の問題が指摘されてきました。その原因の 1 つに、私たちは、様々な対象への複数の内容が一体となって入札がなされているということがあると考えています。先ほど有識者懇談会の意見にもありましたように、小規模な NGO、もしくは小回りの効く NGO など、国内で難民支援に取り組む様々な団体、これは今応札されている団体も含むと思いますが、様々な団体の参画を可能にするような入札制度改革というものを行うことで、それぞれの得意分野を活かした質の高い人道支援につなげることを提案したいと思っております。2 点目は、お手元の資料にある後半部分になりますが、保護措置の増額に関してです。近年、保護費の支給総額が日本の ODA に占める割合は、OECD 加盟国の中でも非常に低い数値となっております。日本では、平成 22 年、2010 年以降、通達により保護措置の対象が制限され、それにより NGO が他の財源や自主財源を探して、公的支援を受けられない、特に単身女性、また、小さなお子さんを連れた母親でさえも困窮した状態となってしまう。こういう困窮された難民認定支援者を何とか私たちが支えているのが実情です。多くの OECD 加盟国はすでに、ODA をいかした難民認定申請者の支援が活発に行われています。日本においても、入札制度改革とともに、保護措置の増額が必須であり、引いてはこれが日本の国際協力 NGO の強化も後押しすると考えております。少ないですが、当会の経験から言える具体的な額としては、約 700 人の保護費受給を見込んだ 2 億 6 千万円が、また、約 80 人以上の住居提供等の資金と合わせて、今後の ODA 予算に編成されるということを期待しております。今回は提案をさせていただくという形ですが、今後 ODA 政策協議会でも継続して検討させていただければと思っております。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

ありがとうございました。時間が経過しておりますのでここまでとして、外務省の方から今の発言に対して何かありますでしょうか。

○田原（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

瀬尾人道政策調整官、お願いいたします。

○瀬尾（外務省 総合外交政策局 人権人道課 人道政策調整官）

ただいまご紹介いただきました、外務省総合外交政策局人権人道課の瀬尾でございます。ただいま難民支援協会さんの方からいただきましたご説明につきまして、私ども人権人道課の方で、国内における難民、それから今ご指摘のありました難民認定申請者に対する保護を含めた事業を所管しているところでございますので、その立場から数点コメントを差し上げたいと思います。

資料としていただきました「国内の難民及び難民認定申請者庇護政策における多様な実

施団体による ODA の活用についての提案」ということで JAR さんからいただいておりますけれども、まずこの提案全体について一言二言コメントさせていただきます。この提案の下の方、赤阪さんが最後の方におっしゃられた予算を増やすべきというご提案をいただいております。これにつきましては、外務省といたしましても、来年度、平成 31 年度の予算要求におきまして、もちろんこれほどの大きな増額ではございませんが、ご案内のようにやはり政府における予算事情が非常に逼迫している中、我々としても前年度に比べて増額の要求をしております。ただ、極めて厳しい財政事情の中でございますので、我々の要求に対して査定当局がどのような判断をするかは予断を許さないところでございます。

もう 1 点でございますけれども、難民支援協会さんをはじめ、難民に関わる支援をされている団体さんから、特に今回問題となっております保護措置、すなわち難民認定申請中で生活に困っている方たちに対する保護措置ということでございますけれども、これについては、難民支援協会をはじめとして、多くの民間の NGO の方々が支援をされているということに対して、我々としても非常に感謝をしているところでございます。そういう流れの中で、難民支援に携わっていらっしゃる皆様にはご案内かと思っておりますけれども、国際社会の動きとしましては、国連総会におきまして近く採択される予定である難民グローバル・コンパクトというものがございます。その中でいろいろな議論がされているわけでございますけれども、基本的に難民問題の解決というのは、政府のみではなく、社会全体での取組、包括的な取組というのが必要だという議論がされております。我が国の極めて厳しい予算財政事情を踏まえた場合、政府のみで対応できることには限りがあるということから、難民問題に対しては、資金面、支援の範囲等の点から、政府の事業だけではなく、NGO の皆様、支援団体の皆様の活動も含めた社会全体での取組が必要だというふうに考えておりまして、その点につきまして、本日御参加いただいている NGO の皆様からも一層の御支援と御理解、御協力をいただきたいというふうに考えております。

それから、具体的な話として、何点か事実について確認、あるいはちょっと違いますよというところをコメントさせていただきます。まず提案されているところで、いわゆる入札に多様な支援団体が参画できるようにしてほしいというのがご提案の 1. ということになると思いますが、従来より企画競争という形でやっておりますけれども、これについては、そもそも NGO の方々を排除しているわけではございません。そういう意味では、要件を満たせば NGO の方にも入札の参加資格がございます。これは 1 点申し上げておきたいと思えます。

それから、この中で書かれております「切り分けるべきだ」ということで、「条約難民やインドシナ難民などの定住支援と、難民認定申請者への支援とで切り分ける」というところ。これ若干誤認がありまして、定住支援と難民認定申請者支援というのは、完全に切り分けられております。条約難民といった時は、難民認定者に対する定住支援ということで、第三国の定住事業、この二つを合わせて定住支援と言っています。インドシナ難民につきましては、これが下の方に入ってくる難民相談事業というところに条約難民なども入って

いるというところについてきっちり切り分けるということであれば正しいのですけれども、上の方は違うというところをご理解いただきたいと思います。あと、そのように切り分けることについてはどうなのかということにつきましては、やはり結局今対象となっている保護措置が主体となる業務、これを難民等救援業務という 1 つの業務にしているところですが、これをご指摘のような形で更に細分化していくということで、複数の事業者に委託するというようなやり方が本当に向いているのかという、ここで議論されている事業の効率化や ODA 予算の効率的・効果的な利用に資するかどうかについては、慎重に検討をする必要があるというふうに考えております。

それから、もう 1 つの、提案の 2. の一番初めのところに書いてありますけれども、2010 年以降保護措置の対象を制限してきたというようなことがございますけれども、事実関係として申し上げます。2010 年に基準を改訂したということは事実としてございます。その中身は具体的には、いわゆる保護措置の対象として認める人の範囲としては、1 つは法務省において 1 回目の難民認定申請を行っている人、もう 1 つは 1 回目の申請で認定されず、それに対して再度異議申立てをしている場合、また、1 回目の難民認定申請に係る異議申立ての不認定処分等について裁判所で取り消し訴訟第 1 審を行っている者、こういう人たちに限って保護措置を実施することを 2010 年に基準を改訂したという事実はございます。これはどういうことかということ、いわゆる難民認定申請を濫用しているとみられる人に対する対応をむしろ適正化したと、それによって、本当の意味で保護が必要な難民認定申請者の保護に資するようにしたものであり、保護措置の対象を恣意的に制限したものではございません。このことはコメントとして申し上げておきたいと思います。以上でございます。

○田原（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございました。恐れ入ります。時間を超過いたしましたので、もしコメントがありましたら簡潔にお願いいたします。ないようですので、会議を終わる前に、本日ご同席いただいております有識者懇談会委員の方々から、コメントがございましたらお願いいたします。

◎長有識者懇談会委員

短く 2 点ほど。一般管理費、それから、地方とか中小の NGO に対する支援について述べさせていただきます。健全な社会において、国際協力 NGO というのは唯一絶対無二の存在というわけではないとは思いますが、国や国連同様、なくてはならない存在だと思います。それから今福課長が仰ったように、海外におけるプレゼンスを高めるためには、やはり NGO はなくてはならない存在。ですが、その存在、プレゼンスがあまりに低すぎるというのが、今の日本の社会環境だと思います。その意味で、一般管理費が 15% は高いというお考えをお持ちの方もいらっしゃると思いますが、今は重点的な強化が必要な時期という点では、適正だと思っています。今福課長の方から、財政当局との交渉で 15% が適正かどうかとい

うお話がありました。この点については、何にとって適正かということを考えるべきだと思います。先ほどの井川さんの議論をお借りするなら、消防士が、火を消す期間だけの最低限の経費としては、多分5%というのは適正なのだと思います。ただその間、休憩を取ってはいけないといった様々な限定があるとか、次の火事に対応できるのかとか、そういった意味で、海外において日本のNGOのプレゼンスを高めるとか、効果的・効率的に支援をするという観点から、私は15%は適正というふうに今後も発言していきたいと思っております。それから、地方や中小のNGOに対する支援というお話もありました。大きなNGOや実際にN連をやっているNGOへの支援というのは重要だと思いますが、国際協力の裾野を広げて、納税者のODAに対する意識を高めるという意味では、地方や中小の日本各地に散らばっているNGOに対する支援というのは、非常に重要なものだとして改めて認識をいたしました。渡航制限といったものも同感でございまして、こういった点を有識者懇談会の委員として発言していきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

○田原（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございました。

◎河村有識者懇談会委員

日本総合研究所の河村と申します。私は国際協力は専門外の人間で、普段は経済とか財政とか金融とかの仕事を行っている人間です。ただ、これまでも行革の仕事をしておりますので、夏の公開プロセスとか、秋のレビューとか、ODAに関する事業もいくつかありましたけれども、外務省を担当させていただくことがございました。ある意味、一般的な目線でどう見えるかという立場で参画していると思っておりますが、今日はこういう機会をはじめて経験させていただいて、これだけ熱い志と想いをお持ちになられて活動されている方のご意見を直接伺うことができて、大変有意義な時間だったというふうに感じております。ありがとうございました。

感じたことを申し上げますと、最初にプレゼンテーションをしてくださった資料に、「戦後最大の人道危機に何をすべきか」と書いてありますよね。非常にはっとしたんですね。この問題意識、ここにいらっしゃる皆様はお持ちだと思います。日本国内全体の世論、持っていますか。全然持っていないですよ。私たちが普段目にしている新聞、テレビ、もっといろんな手段もありますけれども、「戦後最大の人道危機」という表現が出てきますか。全然出てこないですよ。この国の特徴というのか、海外のことには関心があっても、人道問題への関心が低いと思います。そういう国です。国内を含めても、ちょっと低いのではないかと思います。

あともう一つ、今日いろいろと資料や議論を伺っていて、たくさん「市民」という言葉が出てきたと思います。「シティズンシップ」。これは私、すでに有識者懇談会の中でも何度も申し上げているのですが、この「シティズンシップ」が非常に低い国だと思います。

国際社会の中で日本が何をすべきか、国内でも正直できていないと思います。この国の国民は負担することはすごく嫌がりますよね。その結果がこの国のひどい財政状況なのではないかと私は思っています。そういう状況のもとで考えると、有識者懇談会でいろいろ議論していく時に、あくまでこれは私の意見として申し上げていこうと思うんですが、会議全体として反映していただけるかはわからないので、あくまで一メンバーの意見として受け取っていただければ有り難いのですが、何をしていくべきかという時に、予算の付け方、お金の取り方の問題、お金の規模の問題、あとは一般管理費の問題とかがあるのはよく理解しましたがけれども、そこだけではないのではないのか。お金のことだけ先行させても、国民の世論が付いてこないと続かないですよ。ですから、やはり外務省としてもっとできることがあるんじゃないかということを思います。国民として、これだけ世界にどういうことが起こっているのかという認識を共有する、そしてそれに関わっていくことがすごく重要だと思いますので、ボランティアの制度とか、すでに JICA さんの方とかでやってらっしゃる制度があつて、それに NGO を使って、一般の国民の皆さんも参加できるという形でというご提案をいただいてなるほどと思いました。やはりそういう意味で、いろんな機会一般の国民がこういう活動を知る機会を作って、少しでもお手伝いする機会を作って、いろんな対外広報に努めていって、そういう意識を深めていくということが、お金のことももちろん大事ですが、お金以外にも、外務省としてやれることがあるのではないかとこのように思いました。本日はありがとうございました。

○紀谷（外務省 国際協力局 参事官／NGO 担当大使）

一言だけ申し上げます。本日は多くの NGO の皆様にお集まりいただき、その声を具体的な提案も含めて有識者委員会の方々にお届けするということが目的だったと思います。今回の会議は、皆さんの熱意と関係者の尽力でアレンジされました。本日の 1 時間半強の議論で、NGO の皆様も有識者委員の皆様も良い会議だったと思っていただければ成功であったと思っております。また、このやり取りの中で、まさに委員の方からもご指摘がありましたが、外務省としてもやらなければならないことについて、個別にフォローアップをして、中長期的に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

ありがとうございます。それでは最後、閉会の挨拶を、国際協力 NGO センター理事長の谷山さんからお願いいたします。

●谷山（国際協力 NGO センター 理事長）

皆さん活発な意見を交わしていただいて、本当にありがとうございました。今回ほど、この NGO・外務省定期協議会を 20 年以上続けてきて良かったと思ったことはありません。なぜならば、有識者懇談会が設置されるという発表があったときに、これは下手をすると、

これまで築いてきた外務省と NGO の関係は崩れるかもしれないという強い危機感を持ちました。その後には、外務省側が NGO の意見を、意見書を受け入れてくれたりとか、懇談会に伝えていただいたりとか、そういうことがありましたけれども、やはり、こういう定期協議の場で、臨時でも、公開の形で、多くの NGO が参加できる形で場を作りましょう、それは必要ですという認識に、外務省・NGO 側で一致したことがよかったと思います。臨時全体会議は 1 か月半ぐらい前に決まったことです。なので、大車輪で準備をしてきて、しかも、これだけ多くの方達に参加していただき、活発な議論ができたということは、NGO と外務省の対話のある種底力が証明されたんだと思います。その上で、今後の有識者懇談会の場、そしてそれが施策に具体化される過程の中で、ぜひ様々な形で NGO との意見を交わす場を作って頂ければというふうに思います。

先ほど河村さんから極めて重要な問題提起があったと思います。これは話し始めると時間が無いですけども、人道性、人道意識の問題ですね、日本人の。それから「シティズンシップ」の問題、これは NGO にとって極めて深刻な問題で、対外務省ということではないですね。ですから、この NGO の基盤強化ということを考えたときには、外務省と NGO が共通の課題として、この 2 つをどう日本社会の中で強めていくかということが基盤にあった上で、具体的な予算の規模の拡大とか一般管理費などの拡充ということになってくると思うのです。今後具体的な施策が進むのと並行して、市民社会としての NGO がなぜ価値を持つのかという哲学というものも議論しないと、お金の取り合いのように見られかねず、相方にとって、外務省にとっても NGO にとっても、良い結果にならない可能性もあります。ぜひそうした理念や哲学も議論していければというふうに思います。今日は本当に皆様ありがとうございました。

○田原（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

どうもありがとうございました。それではこれもちまして、本日の NGO・外務省定期協議会臨時全体会議を終了させていただきます。誠にありがとうございました。

（了）